

令和元年度複数年型委託事業二次公募について

令和元年 9 月 5 日

一般財団法人石油開発情報センター

一般財団法人石油開発情報センター（以下、「センター」という。）は、本年春に公募した令和元年度複数年型委託事業について、下記のとおり二次公募を行うこととしましたのでご案内申し上げます。

なお、公募条件等は以下に記載していますが、一次公募に際し設定していた条件について、その後の応募実績及び関係者の皆様からのご意見、ご要望を踏まえ、一部見直していますのでご注意ください。

記

1. 事業名称

令和元年度複数年型委託事業（二次公募）

2. 応募者の資格

応募資格は、産油・産ガス国及び産出ポテンシャルの高い国（以下、「産油国等」という。）において石油及び可燃性ガス（以下、「石油等」という。）の権益を保有するないし新たに権益を取得することを検討中の本邦の石油及び可燃性ガスの開発関連企業及び機関（以下、「本邦企業」という。）で、本事業を遂行するために必要な知見、実施体制、管理体制及び事業実施資金等を有しているものとします。

注1： 複数の企業及び機関による共同提案も可能ですが、その際は、センターからの連絡窓口と経費の取りまとめ・支払い窓口となる企業ないし機関を定め、ご応募ください。

注2： 1社で複数件の応募をする場合、全応募案件の採択希望順位を記載してください。

3. 事業の目的

本邦企業が産油国等において石油等の権益を取得し、開発事業に進出するためには、産油国等に関する情報収集活動を行うとともに、産油国等との人脈の構築、産油国等における我が国や本邦企業のプレゼンスの増大及び産油国等との関係強化を図っていくこと等が重要です。

また、既に本邦企業が石油等の権益を保有している産油国等において、その権益を維持していくためには、産油国等の政府・国営石油会社等との良好な関係を継続・発展させていくことが不可欠です。

本事業は、このような現状、背景を踏まえ、産油国等とのパートナーシップの構

築やその強化を目指す本邦企業の活動を支援することにより、本邦企業による権益取得や権益維持を図り、我が国の石油等の安定供給確保に貢献することを目的とします。

4. 対象とする国

本邦企業が石油等の権益を保有するないし新たに権益を取得することを検討中の産油国等とします。

5. 事業実施期間及び契約期間

対象事業の事業実施期間は、複数年にまたがる（12 か月を超える）ものとし、業務委託契約締結日から 2 週間以内に事業を開始し、2022 年 3 月末までで事業を終了するまでの期間とします。また、提案いただく事業内容に応じ、移行条件を明確にしたうえでフェーズを設定いただくことが可能です。

契約期間は、契約締結日から事業を終了し、委託費用の精算を含む全ての付帯業務を完了するまでとし、後述する業務委託契約で個別に規定します。

6. 対象事業

産油国等において石油等の権益を保有するないし新たに権益を取得することを検討中の本邦企業が行う以下の各事業とします。

- ① 本邦企業の知見・人材等を活用して産油国等と行う共同研究事業
- ② 本邦企業が調査、研究し、その成果を産油国等に供与する調査研究事業
- ③ 産油国側の石油等技術者等に対して行う研修事業

注 3：次のいずれかに該当する応募は対象事業として採択しません。

- ・ 同一案件を複数組織から別々に提案される重複提案。
- ・ 既往の別案件により既に事業成果が得られている提案（研究、調査の環境の変化等により再実施が有効な場合を除く）。
- ・ 将来、採択された事業による我が国へのエネルギーの効率的供給の見込み、目的達成が見込めない提案。

7. 対象事業費

対象事業に係る事業費用（契約金額）の上限は、12 か月あたり（12 か月に満たない端数は 12 か月と見做します）、以下のとおりとします（消費税及び地方消費税を含んだ金額）。

- ① 共同研究事業： 2,000 万円
- ② 調査研究事業： 1,500 万円
- ③ 研修事業： 1,000 万円

注 4：事業費用について、不適切な経費や単価設定等はセンターが査定します。提案する事業の実施に必要な費用を精査し、計上して応募ください。

注5：センターと応募者との委託契約金額は、採択後、センターと応募者間の細目協議の結果により変動する可能性があるため、提案金額が必ずしも契約金額になるとは限りません。

注6：対象業務の一部を更に第三者に再委託（外注及び請負を含む。50万円未満の再委託を除く。以下同じ。）する場合は、事前にセンターが再委託の内容、相手先を審査（原則として、再委託費用の総額は、申請する事業費総額の50%未満であるとともに、各フェーズの事業費の50%未満とします）し、再委託契約書等の写しをセンターに提出していただきます。なお、契約終了時に再委託費用の総額が契約総額の50%を超えた場合には、応募者に超過分を負担していただきます。

8. 事業の進め方

(1) 提案書応募と委託契約締結

応募者は、1.から7.に規定した公募内容を構成する提案書を作成いただき、公募期間中にセンターに応募ください。

センターは、提出いただいた提案書をもとに採択事業としての適否を判断します。

採択した事業については、応募者への採択通知後、実施内容及び契約条件等をセンターと応募者との間で協議させていただき、その後、センターと応募者間で複数年にまたがる事業全体を対象とし、実施計画書、事業計画書、事業報告書及び実績報告書等の取り扱いを規定した業務委託契約を締結し、事業を実施いただきます。

(2) 事業計画・予算

前項に規定する実施計画書及び事業計画書について、事業全体を対象とした契約期間の事業計画・予算を作成いただきます。事業内容から契約期間内に複数のフェーズを設定される場合は、フェーズ毎の事業計画・予算を作成いただきます。ただし、契約時点で、第2フェーズ以降の事業計画・予算の作成がやむを得ず困難な場合には、第1フェーズについて詳細な事業計画・予算を作成いただき、第2フェーズ以降については大凡の事業計画・予算を立案いただきます。また、当該フェーズがセンターの会計年度をまたぐ場合、センターの会計年度ごとの内訳を併記いただき、以降のフェーズ移行時にも同様とします。

(3) フェーズ移行と実績報告

次フェーズへの移行に際しては、次フェーズに移行する20日前までに次フェーズ以降の残契約期間の事業計画・予算全体を見直し、次フェーズの事業計画・予算について、その詳細を作成いただき、センターの承認を得ていただきます。また、各フェーズの終了にともない、各フェーズ終了日から10日以内に業務の成果をまとめた事業報告書及び事業費用実績をまとめた実績報告書を作成いただき、電子媒体で提出いただきます。また、当該フェーズ期間中にセンターの会計年度（各年4月1日より翌年3月31日まで）が終了する場合は、会計年度末から10

日以内当該フェーズに含まれる会計年度における事業報告書（概要）及び実績報告書（概算）を作成いただき、同様とします。なお、最終フェーズ分の事業報告書及び実績報告書は、遅くとも当該フェーズが属する会計年度の2月末までに提出いただきます。

研修事業については、研修終了後、研修参加者が習得した知識レベルの確認を実施していただきます。

なお、事業の内容や事業報告書を含む委託事業の成果等については、産油国等との関係で非公開を義務付けられているものを除き原則として一般公開します。

(4) 著作権等

事業の成果、事業報告書の著作権等は、契約書で規定しますが、原則として委託先に帰属するものとします。

(5) 事業費用の精算及び概算払い

対象事業に要した費用は、原則として事業終了時点で発生した経費に係る証憑書類を提出していただき、事業経費としての妥当性判断（確定）を行い、事業費を確定し、精算します。また、フェーズを設定した場合には、各フェーズ終了時に同様の措置を講じるものとします。

なお、フェーズ期間中にセンターの会計年度が終了し、当該フェーズにおける前会計年度までの事業経費について委託先が概算払いを希望する場合は、必要に応じフェーズ終了時と同様に措置し、会計年度末までの事業費を概算払いします。

いずれの場合も確定結果によっては、委託費の精算対象経費として認められない場合があります。

9. 応募方法

(1) 応募書類

必要事項を記入した提案書原本を公募期間中に応募先まで提出してください。また、提出された応募関係書類は応募者に返却しませんのでご了承ください。

なお、あらかじめ提案書を pdf 化し、以下のメールアドレス（E-mail：H31fukusunenitaku@icep.or.jp）に送付いただき、センターの受領確認を得た場合は、原本の提出が応募期間を超過しても結構です。

応募関係書類は、センターのホームページ（<http://www.icep.or.jp/>）に掲載しますので、適宜ダウンロードしてください。

(2) 応募期間

2019年9月5日（木）～2020年3月31日（火）まで。

但し、予算額に達する採択が決定した時点で応募を終了する場合があります。その場合は、ホームページでお知らせします。

(3) 応募先（提案書原本提出先）

一般財団法人石油開発情報センター 業務部

〒101-0051 東京都千代田区鍛冶町 2-2-2 神田パークプラザ
TEL: 03-4520-8661

10. 事業の採択・通知

(1) 採択手順

センターは、応募いただいた提案に関し、次項の判断要素及び外部の有識者で構成する「補助事業等実施検討委員会」における検討結果を総合的に勘案して、委託事業としての採択の是非を決定します。なお、採択審査は、原則として提案書の内容をもとに行いますが、必要に応じ、センターから補足資料の提出又は詳細説明等を求めることがありますのでご協力願います。

(2) 判断要素

- ・ 石油等の新規鉱区権益の取得、既存権益の維持や事業推進に資すること。
- ・ 応募者が実施能力を有すること。
- ・ 実施計画・予算が妥当であること
- ・ 産油国等との関係強化に資すること
- ・ 産油国等との関係上、事業を推進するうえでの支障がないこと。
- ・ 産油国等との良好な人的関係の強化、構築に資すること。
- ・ 応募者の営利を優先する事業でないこと。

(3) 採択案件の審査・通知・公表

センターは、提案を受領し次第、公募締切日を待たずに審査・採択・契約締結を行います。また、センターは、審査の結果、採択した案件について当該応募者に通知し、更に契約に至った場合にはセンターのホームページ (<http://www.icep.or.jp/>) に案件名と委託先名を掲載します。

注7： 採択されなかった応募案件に関する不採択理由等のお問い合わせには一切応じられません。

注8： 採択後、センターと応募者との間で必要な契約条件が合意できない場合には、委託契約を締結しない場合があります。

11. 問い合わせ先

一般財団法人石油開発情報センター業務部 鈴木または多田
住所：〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-2 神田パークプラザ
e-mail：suzuki-a@icep.or.jp、tada-h@icep.or.jp
Fax：03-4520-8667/03-5244-4499

注9： お問い合わせは、土日祝日を除く平日の午前10時～12時及び午後2時～5時の間にお願いします。

以上

